

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第35条又は第41条に基づく認定に係る技術的審査業務手数料規程

1. 住宅の技術的審査料金（消費税込み、単位：円）

(1) 戸建住宅

戸建住宅	一般	確認併願	性能評価等併願
	30,000	25,000	10,000

(2) 共同住宅等(住戸)

$$\text{料金算定} = \text{基本料金} + \text{戸当たり料金} \times \text{評価住戸数}$$
 基本料金87,000円 戸当たり料金2,200円

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願	性能評価等併願
5戸	98,000	88,000	49,000
10戸	109,000	98,000	54,000
20戸	131,000	117,000	65,000
30戸	153,000	137,000	76,000
50戸	197,000	177,000	98,000

(3) 共同住宅等(住棟)

$$\text{料金算定} = \text{基本料金} + \text{戸当たり料金} \times \text{総住戸数} + \text{共用部料金}$$
 基本料金87,000円 戸当たり料金2,200円 共用部料金87,000円

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願	性能評価等併願
5戸	185,000	166,000	92,000
10戸	196,000	176,000	98,000
20戸	218,000	196,000	109,000
30戸	240,000	216,000	120,000
50戸	284,000	255,000	142,000

※ 当機関に建築確認申請又は適合証明申請の依頼と併願する場合（確認併願）は、次のとおりとする。

- ① 戸建住宅は、25,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金算定に0.9を乗じた額（千円未満は切り捨て）とする。ただし、同一の申請内容に限る。

※ 当機関に設計性能評価等（他機関によるものは除く。）の依頼と併願する場合（性能評価等併願）は、次のとおりとする。

- ① 戸建住宅は、10,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金に0.5を乗じた額（千円未満は切り捨て）とする。
- ③ 同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律10,000円（税込み）とすることができる。

※ 共同住宅等の評価において、「住戸」の評価と建築物全体の「住棟」の評価の両方を行う場合の料金は、建築物全体の「住棟」の評価料金とする。

※ 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とする。

※ 「共用部を有しない住戸のみの共同住宅等」の料金は戸建住宅の料金に戸数を乗じた額とすることができる。

※ 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、上記(1)～(3)の料金に0.5を乗じた額を加算する。

2. 非住宅の技術的審査料金（消費税込み、単位：円）

対象面積（㎡）	算定方法	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
～300未満		55,000	33,000	33,000	111,000	77,000	77,000
300～1,000未満		88,000	55,000	55,000	188,000	122,000	97,000
1,000～2,000未満		111,000	77,000	68,000	233,000	155,000	97,000
2,000～3,000未満		145,000	106,000	77,000	272,000	184,000	126,000
3,000～4,000未満		174,000	126,000	97,000	330,000	223,000	155,000
4,000～5,000未満		213,000	155,000	116,000	408,000	272,000	184,000
5,000～10,000未満		262,000	184,000	136,000	476,000	320,000	204,000
10,000～20,000未満		320,000	213,000	165,000	563,000	379,000	243,000
20,000～50,000未満		379,000	262,000	204,000	670,000	447,000	272,000
50,000～100,000未満		404,000	311,000	252,000	787,000	524,000	311,000
100,000～		412,000	388,000	301,000	806,000	622,000	369,000

※ 用途分類は、別表による。

※ 表の対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。ただし、評価対象外とする部分の面積は、除外することができる。

※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに評価料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により評価料金を算定する。

※ 用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。

- ① A分類が含まれるときはA分類
- ② A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類

※ 当機関に設計性能評価等の依頼と併願する場合は、上記2の料金を0.5を乗じた額（千円未満は切り捨て）とすることができる。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律10,000円（税込み）とすることができる。

3. 当機関に建築確認申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合は、上記1の一般料金表及び2の料金表に0.9乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。

4. 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、住宅及び非住宅の料金を合わせた額とする。

5. 変更申請に係る技術的審査料金は、当初の申請で適用された技術的審査料金を0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、次の場合は当初の申請で適用された技術的審査料金とする。

- ① 用途分類を変更する場合
- ② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ③ 評価方法の変更（モデル入力法⇄標準入力法等）

6. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の技術的審査料金は無料とする。

- ① 申請者等の氏名、住所等の記載の変更
- ② 建築物の所在地等の記載の変更
- ③ 評価への適合性が容易に判断できる変更の場合

7. 適合証を再発行する場合又は上記6の変更に基づき、適合証を交付する場合の発行料金は、1通につき1,000円（消費税込み）とする。

8. 技術的審査料金の支払い方法

- (1) 窓口において、現金での支払い
- (2) 指定口座への振り込み

9. 当機関の理事長が特に必要と認める場合は、上記によらず手数料を減額し、または免除することができる。

（附則） この手数料規程は、平成28年5月2日より施行する。

（附則） この手数料規程は、平成29年4月1日より施行する。

（附則） この手数料規程は、平成29年4月12日より施行する。

（附則） この手数料規程は、令和3年4月1日より施行する。